

鹿沼市住宅リフォーム助成事業補助金

市内事業者による住宅のリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を助成することで住宅関連産業の振興を図るとともに、居住環境の向上を図ることを目的としています。



補助金額

工事費の10%以内、上限10万円(千円未満切捨)となります。
※補助金の交付は、住宅1棟につき1回とします。

(1) 補助対象者

- ① 交付申請日以前から市内に住所を有すること。
- ② リフォーム工事を行う住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族で、当該住宅に居住している又はリフォーム後に居住する予定であること。
- ③ 住宅の所有者、居住者及び居住予定者全員が市税等を完納していること。
- ④ 同一工事で他の住宅改修補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑤ 過去にこの補助金又は鹿沼市被災住宅復旧支援事業補助金の交付を受けていないこと。

(2) 対象工事

- ① 20万円(税込)以上のリフォーム工事
- ② 市内に本社を有する法人又は、市内に住所を有する個人事業主による工事
- ③ 認定申請日において建築後1年を経過している住宅のリフォーム工事

※賃貸住宅のリフォーム工事は不可
※新築・建替え工事は不可
※工事着工前の認定申請が必要です。
※店舗兼住宅のリフォームの場合は、住宅部分の工事費を補助対象経費とします。

(3) 対象工事内容と対象外工事内容

○ 対象となる工事

- ・ 基礎、土台、柱、床、内壁、天井等の修繕工事又は補強工事
- ・ 外壁や屋根の塗装工事
- ・ 間取りの変更を行う工事
- ・ 台所、浴室又は便所など水回りを改修する工事
- ・ 防音、防水、断熱、気密改修工事
- ・ 上記工事等に付随して行う造園や植栽、外構の工事(上記工事費用の1/3が限度)

× 対象とならない工事

- ・ 補助金申請前に工事着手しているもの
- ・ 門扉、塀、カーポート等の居住を供しない部分の工事(対象工事に付随しないもの)
- ・ ハウスクリーニング
- ・ 電話配線やインターネット回線工事
- ・ ガスレンジや食洗機などの家電製品
- ・ エアコン、照明器具などの家電製品(工事が必要な場合は除く)
- ・ 給湯器の購入及び設置費用
- ・ 市の他の補助金又は給付金を受けて行う工事

追加したい工事が出てきた時は？

認定申請時の工事内容以外に追加が出た場合でも補助対象になることがありますので、市役所建築課に連絡ください。

手続きの流れ

① 事業認定申請	「事業認定申請書」に必要書類を添付して窓口に提出する。
② 交付内定	書類等により審査し、要件適合していれば内定。
③ 工事契約・着手	「交付内定通知書」が届いたら工事着手する ※床下や鉄骨足場など終了後に写真を撮れない場合等は、 施工中の写真も撮っておくこと。
④ 交付申請・ 交付金請求	工事が完了したら、「補助金等交付申請書」「交付請求書」に必要書類を添付して窓口に提出する。 (必要に応じて職員が現場確認する場合があります。)
⑤ 交付決定 ・額の確定	審査して要件に適合していれば「交付決定通知書」を送付します。
⑥ 振込	指定の口座に補助金が振り込まれます。

事業認定申請に必要な書類

- ① 事業認定申請書
- ② 位置図（様式問わず）
- ③ 平面図（外壁等平面図による確認が困難な場合は立面図）
- ④ 工事予定箇所の施工前写真
- ⑤ 工事見積書の写し
※工事内訳が分かり、業者名・住所・代表者名が記載され押印してあるもの
- ⑥ 住民票（世帯全員分・続柄があるもの）
- ⑦ 工事を行う住宅の固定資産税課税明細書の写し又は名寄帳の写し
- ⑧ 納税証明書（世帯全員分）
※非課税の場合は該当者全員の税情報開示同意書または非課税証明書
- ⑨ 本人による申請が難しい場合、委任状

注意点

- ※住宅のリフォーム工事の着工前に認定申請（市に対する届出）が必要となります。
- ※申請は原則として申請者本人か委任状を持った代理人が市役所建築課窓口（新館4階）で行ってください。（どちらの場合も身分証明書をご持参願います）
- ※郵送による申請は受けられませんのでご注意ください。